

令和 5 年 度

那須塩原市

私債権等債権放棄報告書

那須塩原市温泉事業特別会計

目 次

《私債権》

1 市営温泉使用料		1
2 上・中塩原温泉使用料		2
3 上・中塩原温泉計量器使用料		3

市営温泉使用料

【債権区分】 私債権

【担当課】 ツーリズム推進課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
1	89,640	令和6年3月31日	平成28年9月1日	免責決定（条例第14条第1項第3号） 平成30年6月1日	債務者1 那須塩原市内法人
2	42,000	令和6年3月31日	平成21年7月1日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成23年7月1日	債務者2 那須塩原市外在住者
3	42,000	令和6年3月31日	平成21年8月1日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成23年8月1日	
4	42,000	令和6年3月31日	平成21年9月1日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成23年9月1日	
5	42,000	令和6年3月31日	平成21年10月1日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成23年10月1日	
6	42,000	令和6年3月31日	平成21年11月1日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成23年11月1日	
7	42,000	令和6年3月31日	平成21年12月1日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成23年12月1日	
8	42,000	令和6年3月31日	平成22年1月1日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成24年1月1日	
合計	383,640				

上・中塩原温泉使用料

【債権区分】 私債権

【担当課】 ツーリズム推進課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
1	3,150	令和6年3月31日	平成20年5月7日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成22年5月7日	債務者 3 那須塩原市外在住者
2	3,150	令和6年3月31日	平成20年6月5日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成22年6月5日	
3	3,150	令和6年3月31日	平成20年7月7日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成22年7月7日	
4	3,150	令和6年3月31日	平成20年8月5日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成22年8月5日	
合計	12,600				

上・中塩原温泉計量器使用料

【債権区分】 私債権

【担当課】 ツーリズム推進課

私債権等放棄調書					
番号	債権の額 (円)	放棄決定日	放棄した事由等		
			債権発生日	事由	備考
1	210	令和6年3月31日	平成20年5月7日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成22年5月7日	債務者 3 那須塩原市外在住者
2	210	令和6年3月31日	平成20年6月5日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成22年6月5日	
3	210	令和6年3月31日	平成20年7月7日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成22年7月7日	
4	210	令和6年3月31日	平成20年8月5日	時効（条例第14条第1項第1号） 平成22年8月5日	
合計	840				